

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

(中樹林第5地区)

- 1 事業費予定額 489,100千円 (令和7年度単価)
- | | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| 中樹林第5地区 | ポンプ・電動機及び制御用抵抗器以外 | 308,760千円 |
| 中樹林第5二期地区 | ポンプ・電動機及び制御用抵抗器 | 180,340千円 |

2 負担区分の予定

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型） 中樹林第5地区

区 分	国 庫 負 担 (%)	道 負 担 (%)	地 元 負 担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
事 業 費	50.0	31.0	0	19.0

水利施設等保全高度化事業（低炭素農業水利システム構築型） 中樹林第5二期地区

区 分	国 庫 負 担 (%)	道 負 担 (%)	地 元 負 担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
事 業 費	50.0	35.0	0	15.0

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定による分担金等の納入方法

北海土地改良区は、土地改良法第91条第4項の規定により、この土地改良事業事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

4 地元負担の予定基準

この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき地積割で受益者が負担する。

5 農業基盤整備資金の借入条件

受益者負担について農業基盤整備資金を借入れする場合には、その借入条件は、年利7.0%以内、償還期限25年以内（うち据置期間10年以内）である。

6 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、土地改良法第113条の3第3項の規定による工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（それ以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に当該事業の計画において予定する用途以外の用途に供された場合には、当該土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者は、北海道営土地改良事業分担金等徴収条例第3条第1項の規定に基づき特別徴収金を徴収される場合がある。